

## 第4章 保育所と地域との協働をより有効にするために

保育所と地域との協働に関して、これまでの各章において、必要性やその意義、子育て家庭の様子、保育所における取り組みの実態、保育所と地域の関係団体・機関との連携状況、さらには、具体的な活動取り組みをタイプ別に示してきた。

本章では全体を振り返りつつ、あらためて保育所が地域との協働を進めていく際のポイントを整理しておく。

### 1. まずは自園の将来方向をイメージする

少子化傾向、就業構造・就業形態の不安定化、子育て支援の普遍化など、社会全体の不透明感は当面回避されそうにない。このようななかでの保育所経営の舵取りは非常に困難ではあるが、地域特性や経営理念などを踏まえ、どのような機能をどのような方法で展開するのかという大まかな将来像をイメージして、事業展開をしていく必要がある。その際の参考になるのが、保育サービスの60年の実績を踏まえた、図表4-1に示す5類型である。これらはいずれも現行制度あるいは今後の制度展開を想定したものであり、地域によっては成立しがたいと考えられる類型もあるが、制度上の問題はない。

**【第1類型】** 11 時間保育、乳児からの保育、保育に欠ける子どもへの保育など、制度上の基本保育サービスのみで事業展開している保育所。制度的要件は満たしているとはいえないものの、特徴のない状況にあり、少子化の影響が著しい今日においては、現状においてさえ存続困難な運営形態といえることができる。

**【第2類型】** 第1類型に示す基本保育サービスに加えて、延長保育、夜間保育、休日保育、病児保育などの、「保育に欠ける」ニーズへの対応を充実させ、運営する形態。この形態は、子どもの絶対数が一定あり、かつ少子化傾向も著しくない地域では、当面経営的には事業展開が可能と考えられる。

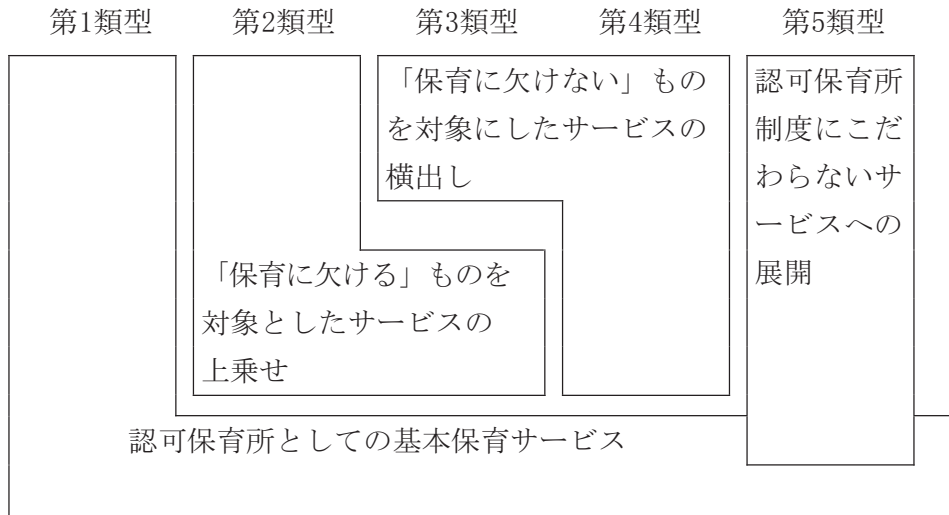
**【第3類型】** 第2類型と後記の第4類型をいずれも実施するもので、乳幼児期の子どもに対する保育サービスのほとんどを展開する形態。地域子育て支援の事業に拡大したこの類型は、制度的な支援があればもっとも可能性のある類型といえることができる。

**【第4類型】** 第1類型に示す基本保育サービスに加えて、一時保育、地域子育て支援拠点事業、保育所地域活動事業などの、「保育に欠けない」ニーズを対象とした事業を充実させ、運営する形態。

**【第5類型】** 狭義の保育概念を超えて多様な子ども家庭福祉サービス、さらにはそれさえ超えた地域福祉サービスを志向する形態。認定こども園や家庭的保育の実践もこの類型の1つと考えられる。子ども過疎地(子どもの絶対数が減少している、いわゆる過疎地と都心部を合わせた用語)の拡大で、基本保育サー

ビスの要件を満たすことができなくなる地域が今後次第に増えていく。そうした地域で、保育所を維持していくためには、結果としてこのような形態にならざるを得なくなる。

図表 4-1 保育所の5類型



## 2. 次に連携・協働事業における保育所の立場を理解する

5つの類型を活動対象に基づいて分類すると、大きく、

- ①現に保育所を利用している(保育に欠ける)子どもとその家庭、
- ②地域の子どもとその家庭、
- ③すべての親子が生活する地域社会、

という3つに整理することができる。

これは、全国社会福祉協議会・全国保育協議会『これからの保育所の機能』(2008)に示される保育所に求められる、3つの機能、

- ①保育所の基本機能
- ②機能拡充が必要な場合に積極的に備えていく機能
- ③連携・協働のなかで保育所としての役割を果たしていく機能

にほぼ対応するものである。

連携や協働の概念を明確に定義するのは困難であるが、第3章で示した4つのタイプの活動プログラム(23・24 ページ、25 ページ図表 3-6)、および保育所の関わりと対象者の範囲(21 ページ、図表 3-2)では、基本的な考え方が示されている。この2つの図表は、連携や協働を、事業の実施主体と保育所との関係、事業内容と利用者との関係という2つの軸で説明しようとしたものである。

実施主体と保育所との関係では、保育所が主催であるものと、他団体や地域が主催であ

るものを両極にして、それぞれの連携・協働の度合いによって、保育所の関わり方が異なる。これを保育所側からみた用語で整理し、その内容を概説すると、以下のようになる。

- 【主催】 保育所が中心となって計画を策定し、事業遂行においても地域や他団体の協力や支援をほとんど求めない方法。連携・協働のイメージはほとんどないが、地域等との関係を組み込むことは可能である。
- 【被協力・支援】 保育所が主催の事業に他団体や地域の協力・支援を求める方法。連携のイメージは高くなるが、他団体や地域の主体性はほとんど尊重されず、協働のイメージは低い。
- 【共催】 保育所と他団体や地域が一緒になって事業計画を策定し事業を遂行する方法。参加主体の対等性がもっとも保障され、協働のイメージがかなり強い。
- 【協力・支援】 他団体や地域主催の事業に保育所が協力・支援をする方法。連携のイメージはあるが、保育所は資源の提供などにとどまり、協働のイメージは低い。
- 【後援】 他団体や地域主催の事業に保育所が協力・支援をする方法であるが、協力・支援に比べてさらに関わり度が低い方法。保育所は、名前を出している程度であり、職員までの関わりはほとんどなく、連携・協働のイメージは低い。

さらに、このほかに、他団体や地域の主催する事業で、保育所がまったく関わらないものが存在することになる。

事業内容と利用者との関係では、大きく3つの段階が考えられる。すなわち、

- 支援(援助)者と被支援(援助)者の関係が明確である段階
- 両者が対等である段階
- 当事者の主体性が尊重される段階

である。これは、利用者、協働活動、行動主体という言葉で置き換えることができる。

この2つの軸で構成される関係を図式化すると(図表 3-2)、保育所がその事業のなかで、どのような位置づけにあるのかが明らかとなる。個々の保育所が連携・協働事業を企画する際には、それぞれの事業をどこに位置づけ展開するのかを意識し、それを関係者相互に了解しておかなければ、有機的な協力関係を築いていくことが困難となる可能性がある。

なお、これらはあくまでも事業特性を示すものであり、事業の優劣を意味するものではない。親子の生活圏域のなかに、多様な特性の事業が存在していることが重要である。なぜならば、特定の親子は日々成長するとしても、常に新たな親子が生まれてくるということを想定しておかなければならないからである。

図表 4-2 連携・協働事業における保育所の位置  
実施主体と保育所との関係

事業内容と利用者との関係		保育所主催 ←—————→ 他団体・地域主催 主催      被協力・支援      共催      協力・支援      後援				
	援助者主体 ↑    利用者        協働活動   ↓    行動主体 当事者主体					

### 3. 最後に自園の取り組みを計画する

地域連携・協働の枠組みと保育所の立場がイメージできると、具体的にその中でどのような事業を展開するかということになる。

その際には、活動対象として示した大きく 3 つの層を、必要に応じて、さらに細分化して考えることもありうる。具体的には、図表 4-3 のような細分化である。具体的な事業イメージ例は図表 3-3(22 ページ)に示してある。

図表 4-3 活動対象の細分化

活動対象	細分化した対象
現に保育所を利用している子どもとその家庭	子ども   母親   父親   その他の家族   その他
地域の子どもとその家庭	子ども   母親   父親   その他の家族 プレママ   プレパパ   その他
すべての親子が生活する地域社会	子育てサークル   公私の子ども関連社会資源 一般社会資源   福祉教育対象   高齢者   障害者 外国人   児童・生徒・学生   企業   商店街 その他の事業所   一般地域住民   その他

本研究では、現に保育所が取り組んでいる実態を、調査票およびヒアリングを通じて明らかにしようとしたが、残念ながら、必ずしも多様な事例が抽出できたわけではない。地域子育て支援拠点事業「センター型」を実施している保育所では、当然のことながら実施していない保育所に比べて、多様性はみられたが、一般の保育所の多くは園庭開放を含む保育所主催型の事業であった。また、ボランティアに関する事業としてあげられたものの多くは小中学生等を対象とした、福祉体験的な受入れであり、ボランティアと協力・協働した取組

みというわけではなかった。

都市部では待機児対策、子ども過疎地では職員削減などにより、地域との連携・協働に向かうゆとりがないという回答もいくつかみられた。しかしながら、本章の冒頭に示した5つの類型についていうと、少子化傾向に歯止めがかからない状況においては、少なくとも地域と関わっていく第3類型を志向しなければ、保育所の将来的な経営は危うい。さらに、少子化が著しい地域では、第3類型を基礎としつつも、第5類型に特徴的な事業の実施も検討しなければならないであろう。

児童福祉法の一部改正では、個別の子育て支援事業や家庭的保育の法定化が予定されている。このような環境的要因も斟酌しつつ、積極的な地域との連携・協働活動に取り組む必要がある。

#### 4. 実践の前にあらためて確認しておきたいこと

実際に連携・協働活動を有効にするには、関係者との十分な準備が必要である。そこでは、これまでの各節で検討したような、保育所との関係の確認、事業目的、事業対象などについて、相互に了解しておくことが重要である。

連携・協働性が高まれば高まるほど、事業は、一方の意向のみで行われるのではなく、相互の意向を調整しつつ行う必要性が生じる。そのためには、図表 4-4 に示すような、連携・協働を有効にするための逆説についても理解する必要がある。

図表 4-4 連携・協働をより有効にするために

- |                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 目的を明確にしない連携・協働事業には参加意欲がわからない</li><li>2. ターゲットを明確にしない連携・協働事業は活動が散漫になる</li><li>3. 具体的な効果が出てこない連携・協働事業は長続きしない</li><li>4. お互いの個性を認めない連携・協働事業は分裂する</li><li>5. 特定の機関に過重な負担がかかる連携・協働事業は破綻する</li></ol> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

保育所は制度化されて60年、前史を含めると100年以上の間、子どもの成長・発達の支援を通じて、家庭の福祉の向上に貢献してきた。これまでの歩みを尊重することは重要であるが、その歩みは、それぞれの置かれていた時代あるいはニーズへの対応の歴史であり、常に変革の歴史であったはずである。ニーズは常に変化するものであるという前提にたつと、「子どもの成長・発達の支援」という基本の使命の上にたち、それを保障するための事業や支援方法は常に変化しなければならない。

繰り返すが、今日、保育所に求められているのは、「保育に欠ける子どもとその家庭」への支援を核としつつも、それ以外の子どもと家庭、さらには地域へと視野を広げていくことである。本研究の成果が、その一助となることを期待するものである。